

神戸市建築協定地区連絡協議会規約

(目的)

第1条 神戸市建築協定地区連絡協議会（以下「会」という。）は、建築協定制度の有効な活用を図り、良好な住環境及び景観を維持増進することを目的とする。

(事業)

第2条 会は、その目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 市内建築協定地区間の交流及び情報交換
- (2) 会報誌の発行及び広報・啓発活動
- (3) 研究会、研修会の開催
- (4) 建築協定制度の普及・拡大
- (5) その他目的達成のための必要事項の推進

2 事業の実施にあたっては、神戸市と相互に協力して取り組むものとする。

(会員)

第3条 会員は、各地区建築協定運営委員長とする。

(特別会員)

第4条 各地区建築協定運営委員長の推薦を受けた当該協定区域内の土地の所有者、建築物の所有を目的とする地上権者若しくは賃借権者のうち、役員会で承認した者については、特別会員となることができる。

(役員)

第5条 会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

(役員を選出及び任務)

第6条 役員を選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 役員は会員及び特別会員（以下「会員等」という。）から選出する。
- (2) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは代行する。
- (4) 幹事は、会の運営に必要な活動を行う。
- (5) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- (6) 役員は、会員等の資格を失っても後任者が選出されるまでは、その職務を行う。

(総会)

第7条 総会は、会長が年1回招集する。

2 会長が必要であると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

4 総会の議決は、出席した会員等の過半数により決定する。

5 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長、幹事の選任に関する事
- (2) 規約に関する事

(書面表決等)

第8条 総会に欠席する会員は、事前に通知された事項について書面で表決又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。このとき、その会員は出席したものとみなす。

2 会長は、総会審議事項のうち、軽微な事項で役員会で承認されたものについては、書面で表決することができる。

(役員会)

第9条 会の活動に向けた準備検討、研究活動、普及啓発活動を行うため、役員会を設置する。

2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

附 則

この規約は、平成2年10月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年9月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 8 月 29 日から施行する。